

議案第68号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童相談所業務手当の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「490円」を「950円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る児童相談所業務手当について適用し、同日前の勤務に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。

（児童相談所業務手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の条例の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。